

○追手門学院大学私費外国人留学生奨学金規程施行細則

1994年2月21日

制定

(募集及び選考)

第1条 奨学生の募集及び選考は、毎会計年度のはじめに行う。

(提出書類)

第2条 奨学金の給付を受けようとする者は、「追手門学院大学私費外国人留学生奨学金受給者申請書」(所定用紙)を国際交流教育センターに提出しなければならない。

(補充採用)

第3条 日本学生支援機構が実施する私費外国人留学生等学習奨励費給付制度に本学から推薦した者が、日本学生支援機構での審査により不採用となつた場合には、追手門学院大学私費外国人留学生奨学金規程により補充採用するものとする。

(選考基準)

第4条 奨学生の選考は、学業成績、人物、健康、本人の経済事情等を審査のうえ決定する。

(採用通知)

第5条 奨学生採用決定者には、国際交流教育センターを通じて採用通知書を交付する。

(給付)

第6条 奨学金は、原則として5月と10月に給付する。ただし、第3条により補充採用される場合には、日本学生支援機構での審査結果通知後に給付する。

2 奨学生は、奨学金を受けるとき、国際交流教育センターにて受領の確認を行わなければならない。

附 則

この細則は、1994年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。